

筑後市介護用品給付事業委託契約書

筑後市(以下「委託者」という。)と_____ (以下「受託者」という。)とは、筑後市介護用品給付事業(筑後市高齢者介護用品給付事業実施要綱(平成22年告示第52号)第1条で規定する事業をいう。以下同じ。)を円滑に実施するため、次のとおり委託契約を締結する。

(委託事業)

第1条 受託者は、委託者の実施をする筑後市介護用品給付事業の目的を理解し、委託者が決定した者(以下「受給者」という。)に、次の介護用品を給付する。

- (1) 紙オムツ
- (2) 尿取りパッド

(給付の方法)

第2条 受託者は、委託者が発行した介護用品給付券(以下「給付券」という。)を提出した受給者に対して、給付券の記載内容を確認のうえ、介護用品を納入するものとする。

- 2 受託者が受給者から受け取る給付券の枚数は、受給者ごとに1か月につき1枚を限度とする。

(委託料)

第3条 受託者は、給付券1枚に対して、3,000円を上限額として委託者に委託料を請求できるものとする。

- 2 受託者は、受給者が給付を受けようとする介護用品の総額が上限額を超過した場合は、その超過額を受給者に請求するものとする。

(支払い)

第4条 受託者は、介護用品を給付した月の翌月10日までに、給付券を添付の上、請求書を委託者に提出するものとする。

- 2 委託者は、受託者から委託料の請求があったときは、速やかにこれを支払うものとする。

(不正使用の禁止)

第5条 受託者は、委託者が実施をする事業目的以外での介護用品の給付を行ってはならない。

- 2 受託者は、受給者が給付券を不正に利用しようとしたのを発見したときは、委託者に通報しなければならない。

(費用の返還)

第6条 委託者は、第2条第2項及び前条第1項に違反する給付を発見したときは、受託者に対し費用の返還を求めることができる。

- 2 受託者は、前項に定める費用の返還を求められた場合、委託者に対しその費用を速やかに返還しなければならない。

(賠償責任)

第7条 介護用品の不良等の問題については、受託者の責任において適切な対処を行うものとし、委託者及び受給者は一切の責任を負わないものとする。

(協議)

第8条 この契約に定めるもののほか、事業の遂行に必要な事項については、委託者と受託者が協議してこれを定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 筑後市

代表者 筑後市長 西田正治

受託者